

2020年（令和2年）4月15日

保護者の皆様へ

明石市こども局こども育成室長

### 新型コロナウイルス感染症対策について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、兵庫県内全域の商業施設等に休業が要請されたことを受け、感染拡大をより一層防止する観点から、保育施設における取扱いを以下のとおりとしますので、ご案内します。

本市の現在の感染状況を考慮し、休業要請の対象施設に勤務するご家庭につきましては、可能な限り自宅保育を行い、保育施設のご利用を自粛していただきますよう、重ねて、お願い申し上げます。大切なお子様の安全確保のため、何卒、よろしく願いいたします。

なお、上記の内容については、今現在におけるものであり、状況に変化があった場合には、対応が変わる可能性があります。

### 記

#### 1 引き続き、保育施設の利用の自粛を要請する場合

育児休業中や求職活動中、就労内定中、妊娠中など、保護者が自宅で児童の保育が可能である場合には、引き続き、保育施設の利用の自粛をお願いします。

#### 2 新たに、保育施設の利用の自粛を要請する場合

休業要請の対象施設（商業施設、遊興施設、運動施設、学校など）に勤務し、勤務先が休業や在宅勤務、自宅待機となり、自宅保育が可能になった場合には、保育施設の利用の自粛をお願いします。

また、休業要請のない施設に勤務している場合であっても、在宅勤務や自宅待機などで、自宅保育が可能になった場合には、保育施設の利用の自粛をお願いします。

#### 3 保育施設の利用の自粛を要請するにあたって

保護者の方に自宅保育を要請するにあたりまして、育児休業中や就労内定中などの場合の取扱いについて、次の通り、運用ルールを一時的に変更します。

- (1) 育児休業中で、4月中に復職を依頼している方で、新型コロナウイルスの影響により、勤務先から休業期間の延長を要請された場合や自主的に休業期間を延長した場合は、6月末日までに復職すれば継続入所扱いとします。

（通常は、4月中に復職し、就労要件を満たすことが必要となります。）

(2) 就労内定中で、4月中に就労を依頼している方で、新型コロナウイルスの影響により、勤務先から就労延期要請があった場合や自主的に就労開始時期を延期した場合は、育児休業中の場合と同様に6月末日までに就労すれば継続入所扱いとします。  
(通常は、4月中に就労を開始し、就労要件を満たすことが必要となります。)

(3) 保護者の方が自主的に自宅保育を行う場合、1か月の登園日が0日であっても6月末日までは継続入所扱いとします。就労中の方が休暇を取ったり、自宅勤務をしながら自宅保育を行う場合等も含みます。

(通常は、児童の入院等、やむを得ない場合を除き、保護者の都合で1か月のうち1日も登園しない場合は保育の必要性なしとして退所となります。)

#### 4 保育料や給食費について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う自宅保育の要請を行った令和2年3月分、4月分の保育料については、登園日に応じて日割り計算します。

給食費については各施設で対応が異なりますので、施設にお問い合わせください。

#### 5 その他

医療従事者や社会の機能を維持するために就労を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方などのお子様につきましては、引き続き、保育を提供します。

<問い合わせ先>

自宅保育について

こども育成室運営担当

TEL：(078)918-5149

保育料や運用ルールについて

こども育成室利用担当

TEL：(078)918-5093